

国連グローバル・コンパクト10原則		2020年度活動目標・内容	評価	2020年度関連パフォーマンス
人権	原則1 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、	■従業員の健康の確保 健康診断の再検査が必要な社員に対して、会社からの費用負担制度の積極的なアナウンスおよび費用負担を引き続き実施する	◎	■再検査費用の会社負担申請17件に対して、17件(100%)の会社負担を実施
	原則2 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。	■人権を含む社会課題についての啓蒙活動の実施	○	■コミュニケーションスペース「風伝館」を通じて、社会課題・持続可能社会に関する啓蒙活動を実施 (新型コロナウイルスの影響で臨時休館期間あり) ■省庁・大学・民間団体等主催の社会課題をテーマとしたイベントにて役員・社員が登壇・講演
労働	原則3 企業は、結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、	■労働交渉 従業員と経営者が共に労働環境について考えるコミュニケーションの機会を設ける	○	■経営者と労働者による労働環境の改善についての会議（カンパニーミーティング）を開催
	原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、	■労働環境の向上（働き続けられる会社づくり） ①育児・介護等のために休暇・短時間勤務を行う従業員を支援する制度を改善する ②就業体制の多様化を構築する ③定年者の再雇用について検討する	◎	■消滅する有給休暇を、病気や育児などで有給休暇が不足する社員に融通できる「AMITIME制度」を継続（利用者5名） ■短時間勤務、フレックスタイム、在宅勤務・リモートワーク制度を推進 ■社会的活動に参画するための有給休暇「ソーシャル・タイム制度」を新設
	原則5 児童労働の実効的な廃止を支持し、			■定年者の再雇用制度を継続（再雇用3名）
	原則6 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。	■海外拠点労働者の労働環境の差別的取り扱いの禁止・防止 国内と同レベルの労働環境を維持する	○	■海外拠点(マレーシア)では日本国内の製造所と合同で安全環境に関する定例会議等を行い、適宜情報共有を行っている
環境	原則7 企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、	■環境課題に関する啓蒙活動・環境技術による地域活性化および企業活動支援 ■環境共生の促進や地域内資源循環モデルの推進および国内外への水平展開	◎	■社員とその家族の自宅を対象にFIT電気（再エネ由来）への切り替えを支援する制度「あみ電手当」を継続（利用者14名） ■宮城県南三陸町にて、資源循環を軸とした持続可能な地域づくりに向け、生ごみ回収率増加のための地域連携の施策等を推進（同町における包括的資源循環の取り組みは、復興庁主催 令和元年度「企業による産業復興事例」顕彰を受賞） ■宮城県志津川高等学校と連携し、高校生が資源循環の仕組みと生態系におけるいのちのめぐりを学ぶ授業「体験型エコシステム教育プログラム」を実施
	原則8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、			■奈良県生駒市にて、住民連携による地域コミュニティ向上モデルの開発を推進 (環境省「令和2年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」に「持続可能な未来のための地域循環共生圏」の事例として掲載)
	原則9 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。	■技術普及 ①環境制約下における持続可能経営実行支援サービスの提供 ②リサイクル事業の海外進出を実施する	◎	■パラオ共和国コロール州にて脱炭素化推進に向けた取り組みを推進 (北九州市および同市内企業と環境省「令和2年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務」を共同受託) ■サーキュラーエコノミー・脱炭素ニーズの急増により国内企業へのビジョン策定/戦略立案系の統合支援サービス12社に提供 ■シリコンスラリーリサイクル事業では北九州循環資源製造所の設備増強・増員等により製造量増加 ■マレーシアにおける100%リサイクルサービス拡大（コロナ渦でも現地必須の社会インフラとして機能、製造量増加）
腐敗防止	原則10 企業は、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。	■防止策 ①各種法改正に対応したコンプライアンス体制の維持・改善に努める ②海外拠点でのガバナンスを強化し、統制のとれた企業統治を実現する	◎	■継続的にコンプライアンスチェックを実施（受験率81.53%・正答率78.9%） ■事業責任者の現地駐在および現地スタッフへの社内ルール・コンプライアンス教育等を実施